

## 1 重要な会計方針

### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

##### ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

##### イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

#### ② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

### (2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

#### ① 市場価格のある有価証券等

財務書類作成基準日における時価により計上しています。

#### ② 市場価格がない有価証券等

取得原価により計上しています。

### (3) 有形固定資産等の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）

定額法によっています。

#### ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）

定額法によっています。

### (4) 引当金の計上基準及び算定方法

#### ① 徴収不能引当金

過去 5 年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

#### ② 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

#### ③ 退職手当引当金

地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っています。

#### ④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する

法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

- ① 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除く。）  
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
- ② ①以外のリース取引  
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（3か月以内の短期投資、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含みます。）

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 物品及びソフトウェアの計上基準  
物品及びソフトウェアについては、取得価額又は見積価格が50万円以上の場合に資産として計上しています。
- ② 資本的支出と修繕費の区分基準  
資本的支出と修繕費の区分基準については、有形固定資産のうち、償却資産に対して修繕等を行った場合は、修繕等に係る支出が当該償却資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことになると認められるかどうかを判断し、認められる部分に対応する金額を資本的支出として計上しています。なお、区分が不明な場合は、金額が60万円未満であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

変更はありません。

3 重要な後発事象

該当する事象はありません。

4 偶発債務

- (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況  
特になし
- (2) 係争中の訴訟等 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けている主なものは次のとおりです。  
特になし

5 追加情報

- (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項
  - ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。  
一般会計

② 一般会計等と普通会計の対象範囲の差異

差異はありません。

③ 出納整理期間及び会計年度末の計数について

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

④ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	4.2	—

⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額

59,186 千円

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

売却可能資産の範囲は、翌年度予算において、財産収入として措置されている公共資産としてい  
ます。 0円

② 減債基金に係る積立不足額

積立不足はありません。

③ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額1,745,352 千円

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

・標準財政規模	2,186,373 千円
・将来負担額	2,556,403 千円
・充当可能基金額	2,300,016 千円
・充当可能特定歳入	0 千円
・基準財政需要額算入見込額	1,745,352 千円

⑤ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

短期リース債務： 0円

長期リース債務： 0円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産（長期延滞債権、徴収不能引当金を除く）の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支

業務活動収支(支払利息支出を除く) 516,245 千円

投資活動収支 ▲386,488 千円

基礎的財政収支 129,757 千円

② 既存の決算情報との関連性

単位：千円

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	3,363,222	3,097,344
繰越金に伴う差額	251	0
資金収支計算書	3,112,120	3,097,344

③ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。なお、一時借入金の限度額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 300,000 千円